令和5年４月１日

**保健学研究科・医学部保健学科における**

**講義・演習・学内実習・学外実習及び学生の研究活動の指針**

**（神戸大学活動制限指針レベル1）**

【講義**・**演習・学内実習・学外実習の指針】

・講義については、対面授業を中心に実施する。対面授業を実施する場合は、感染防止対策を十分行った上で実施する。

・演習・実験・実習（学外実習除く）については、感染防止対策を十分行った上で、対面授業を中心に実施する。但し、教育効果が高いと判断される科目等については、オンライン等の遠隔授業を実施する。原則、これら講義・演習・実習への参加は必須であるが、基礎疾患を有する等の理由で対面授業の受講が困難な学生は教務学生係に相談すること。（部局長が認めた学生については、代替の学修保証を配慮します。）

・学期途中であっても、今後の地域の感染状況や学内での感染者の発生によっては、対面から遠隔授業に切り替えることがある。

・対面授業と遠隔授業が連続する場合等、自宅での遠隔授業受講が困難な学生については、学内アクセスポイント利用環境等に配慮する。

・学生は健康管理票を毎日記録し、各自の体調管理を励行する。特に演習・実習の開始2週間前より演習・実習中の健康管理票は指導教員の指示により、提出を求める。また、演習・実習の開始2週間前より、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動（飲食店・カラオケ店・ライブハウスなどの感染しやすい場所や感染対策を行っていない場所）は、自粛を要請する。授業当日、体温37.5℃以上等、健康管理票チェック項目に該当する体調不良が確認され、新型コロナウイルス感染が危惧される場合には、指導教員および教務学生係への連絡を義務付け、指導教員は必要に応じて保健管理室に連絡し相談の上、授業への参加の可否を判断する。なお、指導教員および保健管理室が授業への参加の可否を判断できない場合は、安全衛生委員会副委員長に相談の上、授業への参加の可否を判断する。また、附属病院での実習等を行う学生に関して判断に迷う事例については、附属病院感染制御部と協議を行う。

・ソーシャルディスタンスを考慮した演習・実習の実施と動線配置に配慮する。個々の実技練習は濃密接触に当たらない15分程度の短時間に留める配慮を求めるが、手指消毒の実施、実習環境の配慮を十分に行った実習については担当教員の裁量を優先する。演習ペアが変わる毎に手指消毒を励行する。ディスポーザブル手袋の使用についても配慮する。

・昼食等の学内での飲食については、食事前後の手洗い手指消毒の励行、食事中は密を避け、会話を行わないなど感染防御を徹底する。なお、生協食堂は営業予定であり、感染防御の対策（席数制限・遮蔽板の設置など）が施されてはいるが、食事に必要な必要最低限の滞在にとどめること。また、各教室で各自持参の弁当等を飲食することは妨げないが、食事中は密を避け、会話を行わない。

・学外実習に際しては、移動時のマスク、手指消毒を徹底する。実習施設からの要望あるいは教員の判断によっては、フェイスシールドやディスポーザブル手袋等の備品を支給する。学生には消毒液などの携帯を要請し、施設利用者や現地指導者などとの関わりの前後で必ず使用する。

【学部学生・大学院生の研究活動の指針】

・学内での研究活動は、指導教員の許可の下、感染防止対策を十分行った上で実施する。

・学生は健康管理票を毎日記録し、各自の体調管理を励行する。体温37.5℃以上等、健康管理票チェック項目に該当する体調不良が確認される場合には、指導教員および教務学生係への連絡を義務付け、研究活動への参加を認めない。

・ソーシャルディスタンスを考慮した実験環境の設定と動線配置を行う。研究室の換気を十分に行い、使用物品や室内環境の消毒を徹底する。空調設備使用下においても、室内換気を励行する。

・学外施設等で行う研究活動については「学外実習の指針」に準拠する。